

【資料 1】 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型 （二段階訴訟制度）

令和2年11月27日

特許庁



AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方-中間とりまとめ-

【課題】

- 特許権侵害訴訟において、損害の有無・範囲（損害論）の審理を経ることなく、侵害の有無（侵害論）について早期に確定判決を得たいというニーズや、早期の差止めを実現したいというニーズがある。このニーズに応えるには、損害賠償請求訴訟を提起せず、差止請求訴訟のみを提起すれば、侵害論のみの確定判決を得て、早期の差止めを実現できる。
- また、早期の差止めを実現するには、差止めの仮処分（民事保全法第23条第2項）によることも考えられるが、差止めの仮処分は暫定的な紛争解決とされていることから担保が必要である（同法第14条）。

- 既存の手續類型で対応できないケースはどの程度あるか。
- 差止め仮処分のための担保が用意できないケースはどの程度あるか。

【まとめ】

- 今般検討を行ってきた二段階訴訟制度については、ニーズがあるという声が聞かれないとの意見も出されたが、侵害の有無を早期に確定させることで早期の紛争解決（和解）につなげていきたいというユーザーや、確定判決に基づく早期の差止めを図りたいというユーザーにとっては、有意義な制度となり得ると考えられる。

- 制度導入のニーズについてどのように考えるべきか。

- 二段階訴訟制度を採用するドイツでは、侵害者に会計情報を提出させることにより和解交渉を促進させている。しかし、ドイツのように、会計情報請求権が特許権者側に認められることに対する懸念は大変強く、こうした会計情報請求権のような仕組みについては、慎重に検討すべきと考えられる。

- ドイツのような会計情報請求権がなくとも、和解促進は可能か。

中間とりまとめへのパブリックコメント（抜粋）

【二段階訴訟制度の導入に賛成】

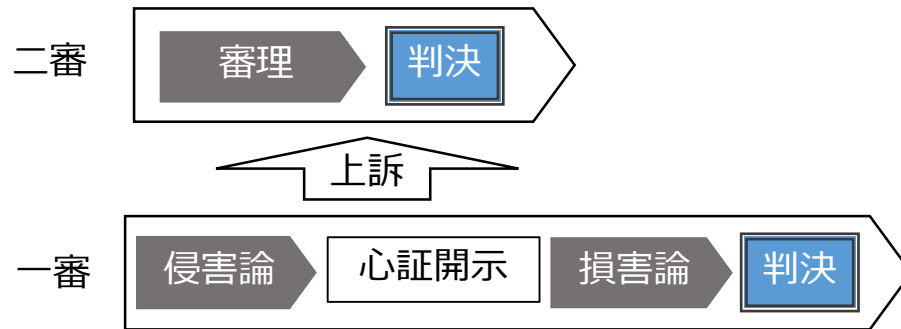
- 両当事者は第一審の侵害論の議論に専念できるなど、知財裁判における裁判の迅速化と効率的な進行を同時に図れる利点があり、訴訟経済の観点からも望まれる。
- 侵害の有無や無効理由の有無について当事者間に大きな争いがない事件は、当事者間の話し合いで訴訟提起前に解決することが多いという実態に鑑みると、損害賠償義務の確認の判決を裁判所が下しさえすれば、多くの事件で当事者同士の話し合いによる解決も可能になると思われ、早期の紛争解決や訴訟経済に資する効果があると考えられる。

【二段階訴訟制度の導入に慎重】

- 以下の点から、制度の検討に疑義あり。①現行の訴訟実務（二段階審理）に問題意識はない。②現状として不合理に時間がかかっているのか、何が障害で時間がかかるのか事実確認されていない。③差止判決の下では、実施者は特許権者に優位な状態での交渉を強いられるため、技術経済価値の観点から納得性の高い解決が得られないおそれ。④侵害の事実のみを確認する二ーズが確認されていない。
- 早期の紛争解決が図られるのか疑問。差止請求訴訟のみを提起した場合と比較して、二段階訴訟を提起した場合には早期に侵害が確定することについて説明がなされていない。制度化の必要性や二ーズが不明であるから、検討を進めることには慎重であるべき。

既存の主な手続類型の論点と二段階訴訟制度の考えられるメリット

既存の主な手続類型：差止請求訴訟と損害賠償請求訴訟を一の訴訟において併せて請求

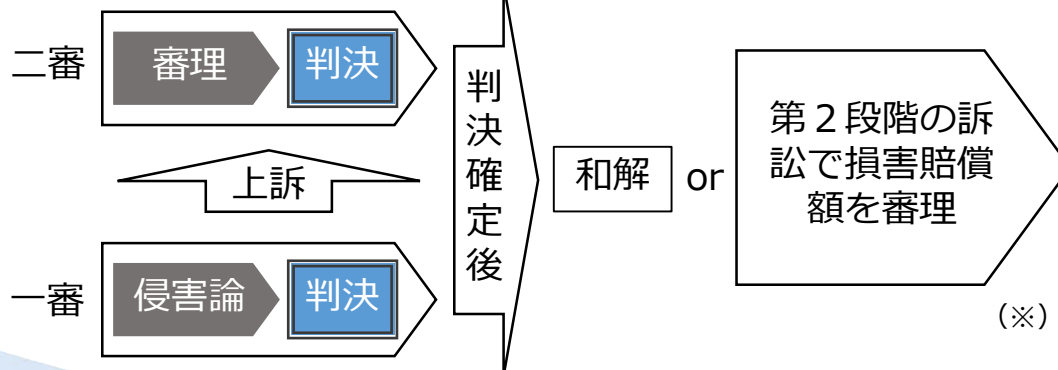


併せて請求する場合の論点：

- ✓ 損害論の審理期間の分だけ、差止請求の認容判決が出るのに時間を要する（※）。
- ✓ 侵害論の確定判決を前提とした和解ができない（ただし、現行でも心証開示後等に和解協議・解決は可能）

二段階訴訟制度 = 侵害論のみの確定判決を得る制度

第1段階の訴訟（侵害論）



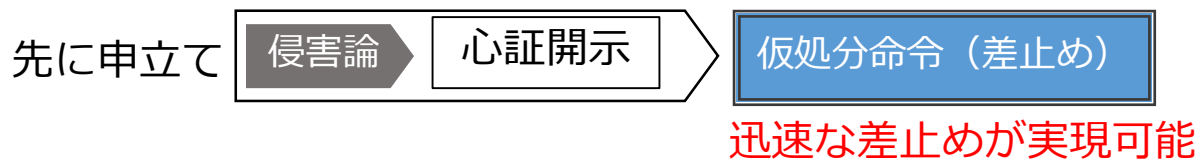
考えられるメリット（上記と比較した場合）：

- ✓ 特許権者にとって選択できる訴訟類型が増える。
- ✓ 損害論の審理を待たずに、差止請求の認容判決が出る（※）。
- ✓ 侵害論の確定判決を前提とした和解が可能。

（※）なお、現行でも差止請求訴訟のみを請求すれば、損害論を審理することなく、差止請求の認容判決が出る。

既存の手続類型①：差止めの仮処分を先行

差止め仮処分の申立て



メリット

- ✓ 差止めの仮処分を申し立てることにより、迅速な差止めを実現できる。

課題

- ✓ 担保金を用意できない場合、仮処分命令の発令が出来ない。
- 担保金を用意できない課題に対して、二段階訴訟制度の導入という解決策は適切か。

既存の手続類型②：差止めの仮処分の申立てを同時に提起

同時提起

差止請求訴訟

損害賠償請求訴訟

侵害論

心証開示又は
中間判決

損害論

判決
(差止め・損害賠償)

上訴

時効の管理が不要

差止めの仮処分の申立て

侵害論

心証開示

仮処分命令（差止め）

迅速な差止めが実現可能

メリット

- ✓ 差止めの仮処分を申し立てることにより、迅速な差止めを実現できる。
- ✓ 損害賠償請求訴訟を請求しているので、損害賠償請求権の時効の完成が猶予され、時効の管理が不要となる。

課題

- ✓ 担保金を用意できない場合、仮処分命令の発令が出来ない。
- 担保金を用意できない課題に対して、二段階訴訟制度の導入という解決策は適切か。

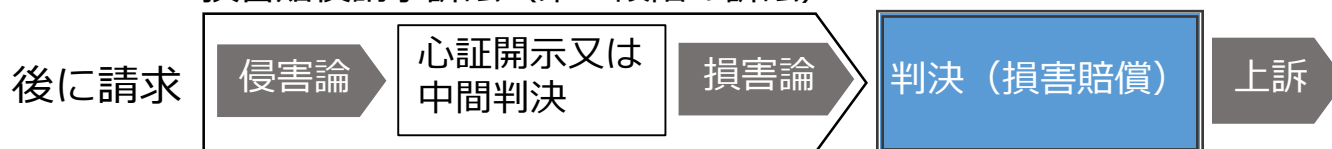
既存の手続類型③：差止請求訴訟を先行し、損害賠償請求訴訟を後で請求

差止請求訴訟（第1段階の訴訟）



損害論の審理期間を待たずに差止請求の認容判決が出る

損害賠償請求訴訟（第2段階の訴訟）



メリット

- ✓ 第1段階の訴訟（差止請求訴訟）で損害論の審理をする必要がなく、その分だけ迅速な差止請求の認容判決・差止めを実現できる。
- ✓ 差止めの仮処分を申し立てないので、仮処分のための担保金は不要。

課題

- ✓ 差止請求訴訟のみの請求では、損害賠償請求権の時効の完成が猶予されないため、事案によっては差止請求訴訟における侵害論の審理を待ってから損害賠償請求訴訟を請求することができない場合がある。
- ✓ 第2段階の訴訟（損害賠償請求訴訟）において侵害論の審理を繰り返す必要があり、損害賠償による救済を得るのに時間がかかる場合がある。
 - 時効の管理の課題を解決するために、二段階訴訟制度を導入するニーズはどの程度あるか。
 - 損害賠償請求訴訟を後で請求することで、損害賠償の救済に時間がかかるとの課題を解決するために二段階訴訟制度を導入するニーズはどの程度あるか。

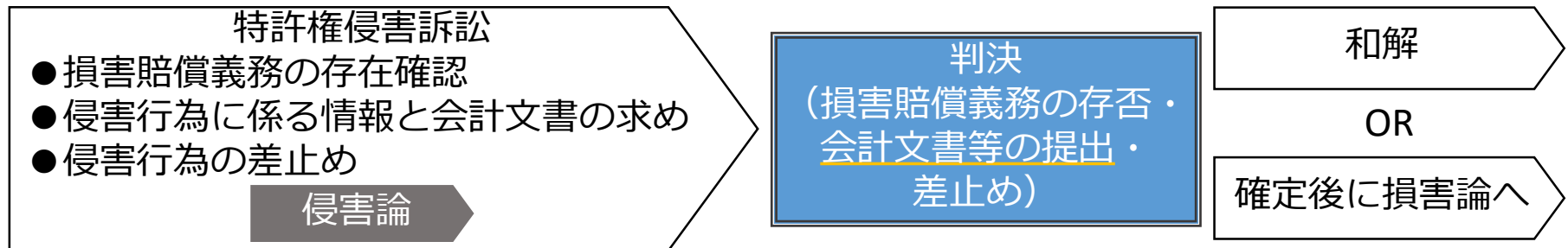
侵害論のみの確定判決による和解への動機

ドイツでは、特許権者は、侵害論の審理の後、侵害者の会計文書等の提出を求めることができ、会計文書等の提出により損害賠償の範囲を見積もることが容易になる、あるいは侵害者が会計文書等の情報の提出を避けようとするため、和解交渉が進むと言われている。

一方、日本では、二段階訴訟制度の導入の検討に当たり、会計文書等の提出を義務付けることに対する懸念は大変強い。また、我が国においては、裁判手続の中で裁判官が調整する形で和解協議が行われることが多い。

➤ 会計文書等の提出なしに、侵害論（第1段階）の確定判決後、当事者間の交渉により、和解による迅速な紛争解決を期待できるか。

ドイツにおける特許権侵害訴訟（※）



※ 次の資料から制度審議室作成。

ディルク・シュスラー＝ランゲハイネ、ミヒャエル・ファイファー(西田加代子訳)「ドイツ訴訟実務：特許権侵害に対する損害賠償の請求-「損害賠償責任の確認判決」と「損害賠償請求」の二訴訟制度について-」L&T No.85 2019/10 40～48ページ

二段階訴訟制度の法制上の課題の例

【確認訴訟における訴えの利益（確認の利益）】

二段階訴訟制度の一段階目の「侵害論のみの訴訟」のような確認訴訟は、その対象が無限定であり、給付訴訟（例：金銭支払請求）のように執行力のある判決が得られるわけではないため、「確認の利益（紛争解決のために、本案判決をすることの必要性・実効性）」が認められる場合は限定的。

【確認の利益が認められる場合】

- ①原告の権利又は法的地位について不安・危険が現存し
- ②その除去のために一定の法律関係の存否を被告との間で判決により確定することが必要かつ適切であり
- ③確認訴訟が最も適切な訴訟形式である場合
に認められる。

なお、委員からは

（１）侵害論だけ確定すれば当事者間で紛争解決が迅速に進む可能性が高いこと、（２）特許では損害額の算定に定型的な困難性を伴うこと、が説明できれば、確認の利益を説明することは可能なのではないか、等といった意見も出された。

➤ 二段階訴訟制度における侵害論のみの訴訟に「確認の利益」が認められるか。

【金額の明示】

判例によると、損害賠償請求権確認の訴えでは、金額を明示しなければならない。

「訴状には請求の趣旨すなわち、原告が訴訟物につき如何なる範囲で如何なる内容の判決を要求するかを記載しなければならず…（中略）…もし訴訟物が金銭債権であれば必ずその金額を一定してこれが範囲を明確にすることを要するのであつて、このことは、それが給付の訴であると確認の訴であるにより毫も差異はないのである。」（最判昭27・12・25民集6巻12号1282頁）

➤ 二段階訴訟制度における侵害論のみの訴訟において、金額を定めないで訴訟を提起できるよう、特許法において法制化することが認められるか。

検討の視点 1/3（既存の手続類型での対応）

【既存の手続類型では対応できないケースはどの程度あるか】

- 二段階訴訟制度の導入により、特許権者にとって選択できる訴訟類型が増えるメリットがある。他方で、仮に侵害論のみの確定判決を得たい、早期の差止めを実現したいのであれば、差止めの仮処分の申立てを利用する、あるいは差止請求訴訟のみを先行して請求するなど、既存の手続類型でもある程度対応できるとも考えられるが、既存の手続類型では対応できないケースがどの程度あるか。
- 早期差止めのための既存の手続類型の1つとして、差止め仮処分を訴訟に先行して申し立てる、あるいは、差止め仮処分を訴訟と同時に申し立てることも可能。ただし、担保金が準備できない場合には差止め仮処分の発令が出来ない。担保金を用意できない課題に対して、二段階訴訟制度の導入という解決策は適切か。
- また、損害論の審理を待たずに差止請求の認容判決を得る既存の手続類型の1つとして、差止請求訴訟を先行し損害賠償請求訴訟を後で請求することも考えられる。ただし、
（1）損害賠償請求権の時効の管理が難しい場合、また、（2）損害賠償請求訴訟を差止請求訴訟とは別に請求することにより侵害論を繰り返す必要があるため損害賠償による救済を得るのに時間がかかると考えられる場合には、この手続類型の利用は難しいとも考えられる。時効の管理のため、また上記のような損害賠償救済に時間がかかることを回避するために二段階訴訟制度導入を求めるニーズはどの程度あるか。

検討の視点 2/3（制度導入の必要性）

【会計情報の提出義務を伴わない制度を導入することのメリット】

- ドイツでは、侵害者が会計情報を提出する義務が、当事者同士の和解交渉に重要な役割を担っていると言われている。しかし、日本において、侵害者に対して、会計情報の提出を義務付けることは難しい。したがって、仮に、日本に二段階訴訟制度を導入したとしても、上記会計情報の提出義務のような法的効果がなければ、迅速な紛争解決につながらないのではないか、という意見もあるが、それについてどのように考えるべきか。

【侵害論のみの確定判決が得られることで企業の早期の経営判断ができるメリット】

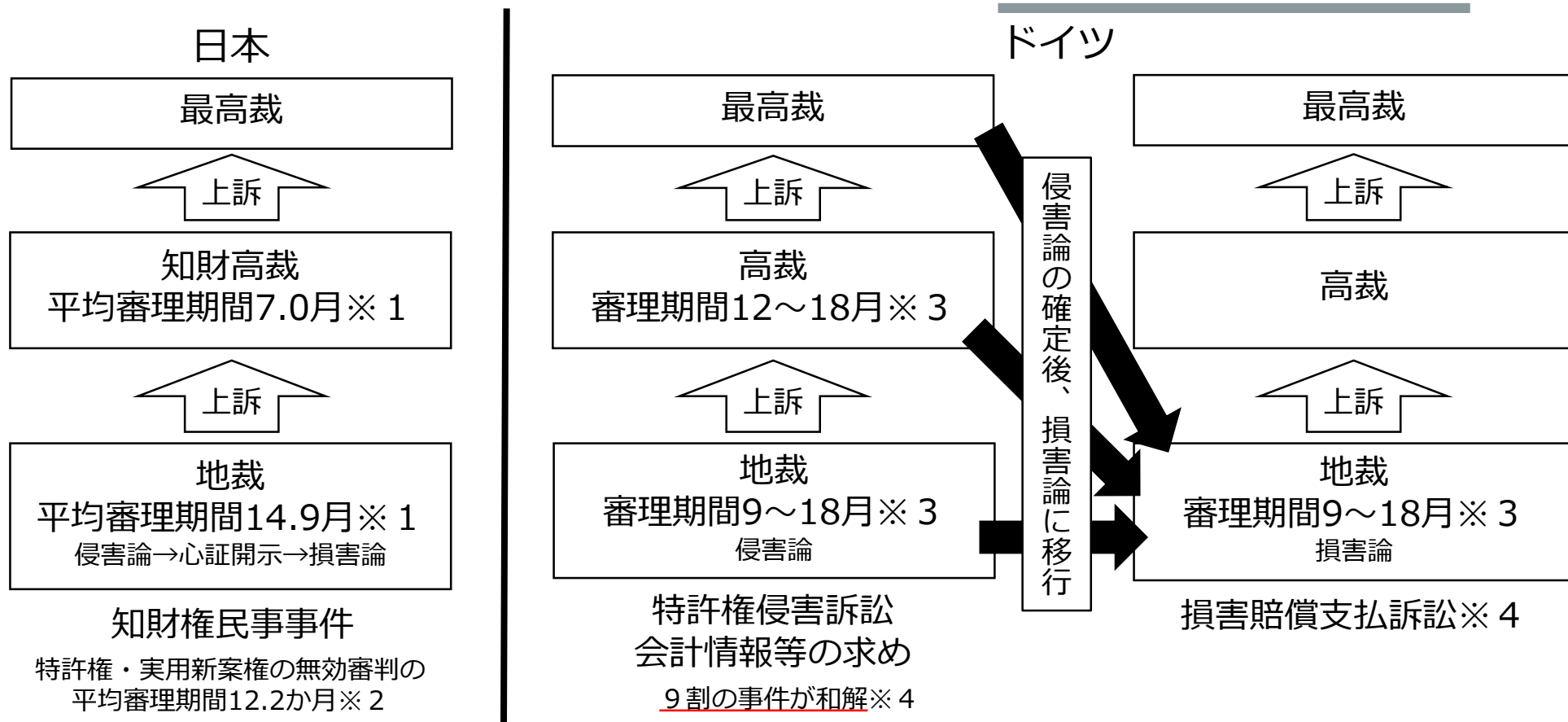
- 二段階訴訟制度の導入によるメリットとして、例えば、中小企業・スタートアップにおいて、侵害論のみの確定判決が早期に得られることで、早期の経営判断ができる、あるいは、いち早く資金調達面・企業PR等の契機につながるようなことがメリットとして考えられるか。

検討の視点 3/3（法制上の課題）

【確認の利益等】

- 会計情報の提出義務のような法的効果がない中、二段階訴訟制度における侵害論のみの訴訟に「確認の利益」が認められるか。
- また、金額を定めずに訴訟を提起できるよう、特許法において法制化することが認められるか。

(参考) 日本の審理期間 (ドイツ二段階訴訟との比較)



- ※1 知財高裁ウェブページ「知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間（全国地裁第一審）」、「知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間（知財高裁控訴審）」より令和元年の平均審理期間（特許権侵害訴訟以外も含む）。なお、特許権侵害訴訟についての平均審理期間に関する統計データはないものの、侵害論1年程度、損害論1年～1年半という意見もある。
- ※2 特許庁「特許行政年次報告書2020年版」より。
- ※3 ディルク・シュスラー＝ランゲハイネ「第35回特許制度小委員会プレゼンテーション資料」（2019.11.14）
- ※4 「第1審が特許権侵害を認めた事件のうち損害賠償の金額に関する訴訟に至るのはおよそ1割でしかないと考えられる。」（ディルク・シュスラー＝ランゲハイネ、ミヒャエル・ファイファー（西田加代子訳）「ドイツ訴訟実務：特許権侵害に対する損害賠償の請求-「損害賠償責任の確認判決」と「損害賠償請求」の二訴訟制度について-」L&T No.85 2019/10 40～48ページ）